

弁護士による

交通事故相談



どんなことを
相談できるの？

相談料
無料

1回の相談
30分以内

※同一事案につき、5回まで

- 賠償責任者の認定
- 損害賠償額の算定
- 賠償責任の有無・過失の割合
- 損害賠償の請求方法
- 自賠償保険および自動車保険関係の問題
- 政府保障事業の手続き
- 示談の仕方や時効の問題など

次の事案は、お取り扱いできません

- 交通事故の刑事処分
- 交通事故の行政処分

相談日時をご予約の上、相談日には事故に
関係のある書類をお持ちください。

- 交通事故証明書
- 相手方からの提出書類
(提示された示談金額の分かるものなど)

相談場所 ▶ ご予約は各相談所にご連絡ください

関内相談所(神奈川県弁護士会館内)	☎045(211)7700
横浜駅西口相談所(神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター内)	☎045(620)8300
川崎相談所(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター内)	☎044(223)1149
小田原相談所(神奈川県弁護士会小田原法律相談センター内)	☎0465(24)0017
横須賀相談所(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター内)	☎046(822)9688
相模原相談所(相模原市中央区役所内)	☎042(769)8230
橋本相談所(相模原市緑区役所内)	☎042(775)1773
相模大野相談所(相模原市南区役所内)	☎042(749)2171
座間相談所(座間市役所内)	☎046(252)8218

—受付時間、相談日等は裏面をご覧ください—

(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内

☎045(211)7702



(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部 交通事故相談

ご予約、相談場所のご案内などについては各相談所へお問い合わせください。

関内相談所

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内
(公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **045(211)7700** 神奈川県弁護士会内

相談日 月曜日~金曜日 / 9:15~11:45、13:15~15:45
1回の相談30分以内

横浜駅西口相談所

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階
(神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00(水は20:45まで)
土曜日・日曜 / 9:30~15:30

電話 **045(620)8300**

相談日 水曜日 / 17:30~20:00 / 1回の相談30分以内

川崎相談所

川崎市川崎区駅前本町3-1
NMF川崎東口ビル11階(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター)

受付時間 月曜・水曜・金曜 / 9:30~20:00
火曜・木曜・土曜・日曜・祝日 / 9:30~17:00

電話 **044(223)1149**

相談日 水曜日 / 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

小田原相談所

小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階
(神奈川県弁護士会小田原法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **0465(24)0017**

相談日 水曜日 / 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

横須賀相談所

横須賀市日の出町1-5ヴェルクよこすか3階
(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **046(822)9688**

相談日 金曜日 / 10:00~12:30 / 1回の相談30分以内

相模原相談所

相模原市中央区中央2-11-15
相模原市中央区役所市民相談室(市役所本館1階)

受付時間 平日 / 8:30~17:00
前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 **042(769)8230**

相談日 月曜日 / 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

橋本相談所

相模原市緑区橋本6-2-1
相模原市緑区役所市民相談室(シティ・プラザはしもと6階)

受付時間 年末年始を除く毎日 / 8:30~17:00
同じ週の月曜日(年末年始の場合は前日)から先着順

電話 **042(775)1773**

相談日 毎月第1金曜日 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

相模大野相談所

相模原市南区相模大野5-31-1
相模原市南区役所市民相談室(市南区合同庁舎3階)

受付時間 平日 / 8:30~17:00
前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 **042(749)2171**

相談日 毎月第3月曜日 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

座間相談所

座間市緑ヶ丘1-1-1(市役所内)
座間市役所市民広聴課

受付時間 平日 / 8:30~17:15
月初から先着順

電話 **046(252)8218**

相談日 毎月第3火曜日 / 13:30~16:00 / 1回の相談30分以内



交通事故相談センターの示談あっせん制度をご存知ですか？

交通事故損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。無料の制度ですので、相談の際、弁護士にお申し出ください。